

第3回 安城市庁舎整備審議会

令和7年6月30日(月)



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

1 会長あいさつ

2 議題

- (1) 基本理念・基本方針・整備の方向性について
- (2) 建設候補エリアの選定について

3 その他

- (1) 市民ワークショップの開催について
- (2) 第4回審議会について

1 会長あいさつ



2 議題

(1) 基本理念・基本方針・整備の方向性について



庁舎整備基本構想の目次構成(案)

第1章 庁舎整備の背景と経過

第2章 現庁舎の課題

第3章 社会的変革と多様化するニーズへの対応

第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性

★議題(1) ※一部前回から継続審議

第5章 規模

第6章 整備手法

第7章 建設位置 ★議題(2)

第8章 事業手法とスケジュール

第9章 事業費

第10章 今後の進め方

黒文字:今後審議する項目
灰文字:審議済項目

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

第2回庁舎整備審議会議題への意見と事務局回答

(1)庁舎整備の基本方針(案)について

※順不同

番号	意見	回答
1	基本方針が4つある中で、「市民に親しまれる」が基本方針の1番目に来るべきだと思う。「市民に親しまれる」を担保するのが「災害に強い庁舎」であり、「災害に強い庁舎」は目的ではない。「市民に親しまれる庁舎」は、より大きなものとして検討するのが良いと思う。	「市民に親しまれる」の部分は「基本理念」として盛り込み、それを達成するための「基本方針」として改めて整理します。
2	基本方針1から3は建築物の用途で解決できる。基本方針4の「市民に親しまれる庁舎」は、建築物の用途だけでは解決できない。基本方針の中に「市民に親しまれる」を入れることは難しいのではないか。	

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

第2回庁舎整備審議会議題への意見と事務局回答

(1)庁舎整備の基本方針(案)について

※順不同

番号	意見	回答
3	市民参画を庁舎整備においてどのように位置付けるかが非常に重要であるため、市としての考え方を示す必要がある。市民参画の拠点として庁舎があるとすれば、地域のまちづくり団体が集まれる場所や、市職員と政策的な会話をするような場所等を機能として明記すべきである。	ご指摘のとおり、みんなでまちづくりをするという考え方や、市民参画を庁舎整備にどう位置付けるのかは重要と考えています。 日常的に多くの人を訪れ、交流する場としての受け皿としては、アンフォーレ等他の施設もあるため、機能のすみわけを含めて検討していきます。 また、総合計画における目指す都市像や都市計画マスタープランの方向性も踏まえ、基本理念を定めます。
4	みんなでまちづくりをするということが、市役所本来の意義ではないか。施設のあり方もこうした方向での議論があるべきだと思う。	

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

第2回庁舎整備審議会議題への意見と事務局回答

(1)庁舎整備の基本方針(案)について

※順不同

番号	意見	回答
5	「市民に親しまれる庁舎」の基本機能が2点しかなく、もっと具体的に記載すべき。	基本方針の整理と併せて、改めて項目を検討します。
6	「誰もが利用しやすい庁舎」について、市民や来庁者にとっての使いやすさと市職員にとっての使いやすさが同じ項目に入っている点は整理した方が良いと思う。市職員が効率的に仕事することが市民サービスに直結するため、良い職場環境の構築により、行政の質的向上につなげるという観点も必要だと思う。	ご指摘を踏まえ、市民にとっての使いやすさと、職員のための使いやすさを分けて、基本方針及び基本機能を整理します。

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について



2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本理念

庁舎整備に当たっては、現庁舎が抱える様々な課題の解決はもちろんのこと、絶えず変化する社会情勢や、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するほか、南海トラフ巨大地震等への備えや、環境への配慮、交流・協働といった視点により、持続可能なまちづくりにつなげることが重要となります。

これを実現することで、誰もが安心して利用でき、市民のよりどころとなる庁舎となります。また、市民が集い交流が生まれ、市民とまちと庁舎がつながり、庁舎への親しみと本市への愛着につながっていきます。そして、次の世代へその想いを「つなぐ」ことが本市の明るい「未来」につながると考えます。

「つなぐ。未来へ」

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本方針

基本方針1 災害に強い庁舎

庁舎は災害発生時に災害対策本部が設置され、防災拠点としての役割を担います。その際、迅速な情報の収集・集約、応急対策を行うための指揮系統の確立、関係機関との調整等を行う必要があります。これらの機能を十分に発揮するとともに、災害発生後においても業務を継続できるよう、高い耐震性を備えた庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が市民の命をつなぐ重要な拠り所となると考えます。

基本方針2 利用しやすい庁舎

市民ニーズに応じた窓口配置や動線の工夫に加え、アクセス利便性を確保します。また、プライバシーやユニバーサルデザインに配慮するとともに、多様な主体や職員が集い、交流できる空間を備えた庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が人と人、人とまちをつなぐ新たな結節点となると考えます。

基本方針3 環境にやさしい庁舎

省エネルギー技術の導入や再生可能エネルギーの活用を通じて、環境負荷の低減を図り、脱炭素社会の実現に貢献します。また、維持管理に優れ、ライフサイクルコストの縮減と施設の長寿命化につながる持続可能な庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が明日をつなぐ持続的な架け橋になると考えます。

基本方針4 働きやすい庁舎

職員の業務効率が向上することは、充実した行政サービスの提供にもつながると考え、職員が効率的に働ける執務空間を確保します。また、重要な各種情報の保護等のため、防犯・セキュリティ機能の高い庁舎を目指します。これを実現することで、庁舎が信頼をつなぐ確かな基盤となると考えます。

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本方針	整備の方向性	内 容
基本方針1 災害に強い 庁舎	防災拠点としての機能の強化	● 本部としての機能を発揮できるよう、適切な空間と設備を備えた災害対策本部室を設置します。また、市長室や関係課との連携を考慮し、その適切な配置を検討します。 ● 円滑な連絡調整や効率的な情報収集を行うため、災害に強い情報通信ネットワークを整備します。 ● 国や他市職員の応援の受入れに対応できるよう、災害時に活用できる空間や設備を整備します。
	災害発生時の業務継続性の確保	● 大地震発生時に来庁者や職員の安全を守り、業務を継続できるよう、免震構造等の耐震性の高い建物を整備します。 ● 非常用発電設備等による電力供給や応急給水設備等による給排水、クラウドによる情報保管等のバックアップ機能の強化を図ります。

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本方針	整備の方向性	内 容
基本方針2 利用しやすい 庁舎	スムーズに手続きできる窓口機能の強化	● 来庁者が負担なく行政サービスを受けられるよう、窓口配置や動線等を工夫します。 ● 利便性を高めるため、ワンストップ窓口の導入を検討します。 ● 行政サービスのオンライン化等、デジタル技術を活用した仕組みを検討します。
	プライバシーへの配慮	● 窓口カウンターへの仕切りパネルや個室の相談室の設置等、来庁者が安心して手続きや相談ができる空間を整備します。
	ユニバーサルデザインへの配慮	● 誰もが快適に利用できるトイレ等の設備やキッズスペースや授乳室等のスペースを整備します。 ● 車椅子やベビーカー利用者等も快適に利用できるよう通路や待合スペース、議場等においては段差をなくし、十分なスペースを確保します。 ● 誰もが理解しやすく視認性の高いサインを導入します。 ● 障害者等用駐車場を設け、屋根の設置等雨天時の利用にも配慮します。

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本方針	整備の方向性	内 容
基本方針2 利用しやすい 庁舎	アクセス利便性の確保	● 来庁者の多くが自家用車を利用している状況を踏まえ、十分な駐車台数を確保する等、利用しやすい駐車場を整備します。 ● 自家用車を利用しない人のアクセス性を確保するため、バス等の公共交通機関との連携を検討します。 ● 自家用車、自転車、歩行者の動線が重ならない駐車場等を配置します。
	多様な人が交流できる空間の創出	● 市民活動や公民連携をサポートするため、交流の場の整備を検討します。 ● 市民が憩い・活動できる屋外広場の整備を検討します。屋外広場の整備に当たっては、庁舎の内部と一体的な空間となるよう配慮します。 ● 来庁者が快適に過ごせる売店やカフェ等の整備を検討します。 ● 市民活動、地域情報、企業情報等を紹介できる情報発信コーナーの整備を検討します。

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本方針	整備の方向性	内 容
基本方針3 環境にやさしい庁舎	地球環境への配慮	●再生可能エネルギーの有効活用や省エネルギー技術の導入を図ります。 ●維持管理がしやすい構造や材料の導入などにより、ライフサイクルコストの低減と施設の長寿命化を目指します。 ●持続可能性を重視し、材料や設備には、再生可能な材料やリサイクル材の導入を検討します。
	自然資源の活用及び周辺環境との調和	●地産地消を意識して、内装等に地域産材を活用することを検討します。 ●庁舎内外への植物の配置や自然光の活用など、自然を感じられる空間を創出することで、緑豊かで潤いのある環境を整備します。 ●周辺の景観に馴染むよう、敷地内緑化や建物外観を検討します。

2(1)基本理念・基本方針・整備の方向性について

基本方針	整備の方向性	内 容
基本方針4 働きやすい庁舎	効率的な執務環境の確保	● DXを推進し、効率的な執務環境を整備します。 ● 将来の人口減少や社会変容に対応できるよう、柔軟性を備えたレイアウトの採用や設備の導入を検討します。 ● 部署間の業務連携を円滑にするため、執務室は、できる限り壁や什器で仕切らず、開放的で視認性の高いオープンフロアを検討します。 ● 業務の効率化や働き方の多様化に対応するため、適切な規模と数の会議室、作業室、書庫等を整備します。 ● 職員が心身ともに健康で、やりがいを持って働ける環境を実現するため、休憩室の配置等を検討します。
	防犯・セキュリティ機能の強化	● 個人情報や行政情報の保護を徹底するため、庁舎全体をエリア毎に区分し、適切なセキュリティレベルを設定します。 ● 休日利用に対応するため、防犯カメラやシャッター・扉による仕切りの設置など、多様な使い方に適したセキュリティ体制を検討します。 ● サーバー室等の重要な諸室については、入退室管理システムを導入します。

2 議題

(2)建設候補エリアの選定について



庁舎整備基本構想の目次構成(案)

第1章 庁舎整備の背景と経過

第2章 現庁舎の課題

第3章 社会的変革と多様化するニーズへの対応

第4章 基本理念・基本方針・整備の方向性

★議題(1) ※一部前回から継続審議

第5章 規模

第6章 整備手法

第7章 建設位置 ★議題(2)

第8章 事業手法とスケジュール

第9章 事業費

黒文字:今後審議する項目
灰文字:審議済項目

第10章 今後の進め方



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

2(2)建設候補エリアの選定について

ア 候補エリア選定の考え方

【庁舎整備の基本方針】

1. 災害に強い庁舎
2. 利用しやすい庁舎
3. 環境にやさしい庁舎
4. 働きやすい庁舎

➡ 安全性 利便性

【庁舎の位置(地方自治法第4条第2項)】

庁舎の位置については、

「住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない」

と定められています。



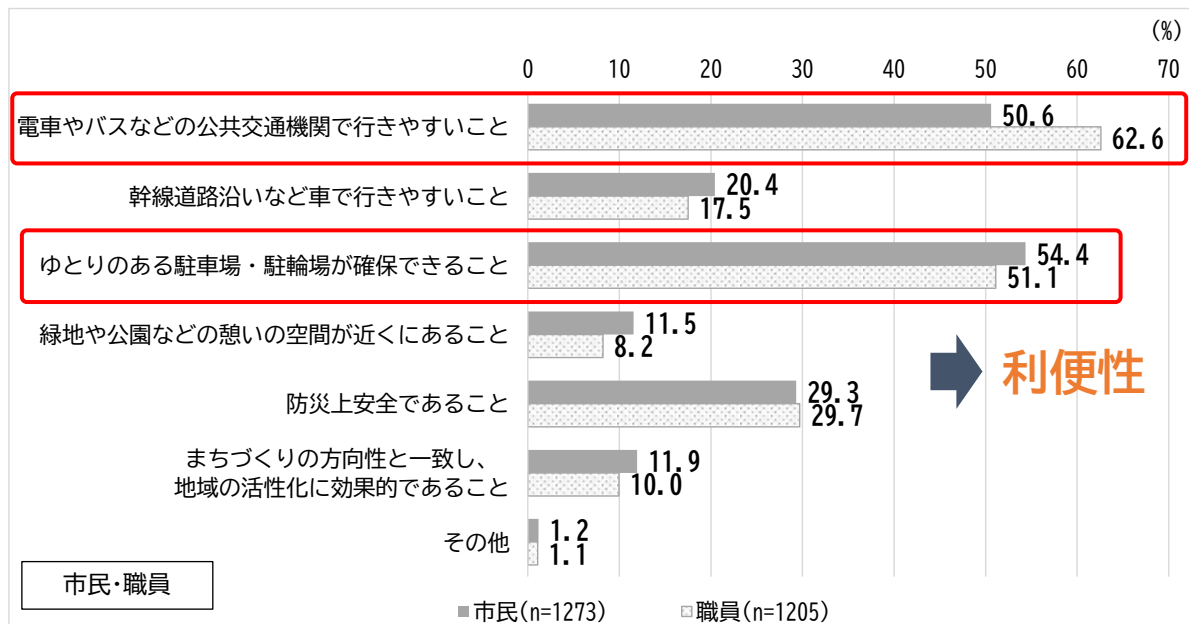
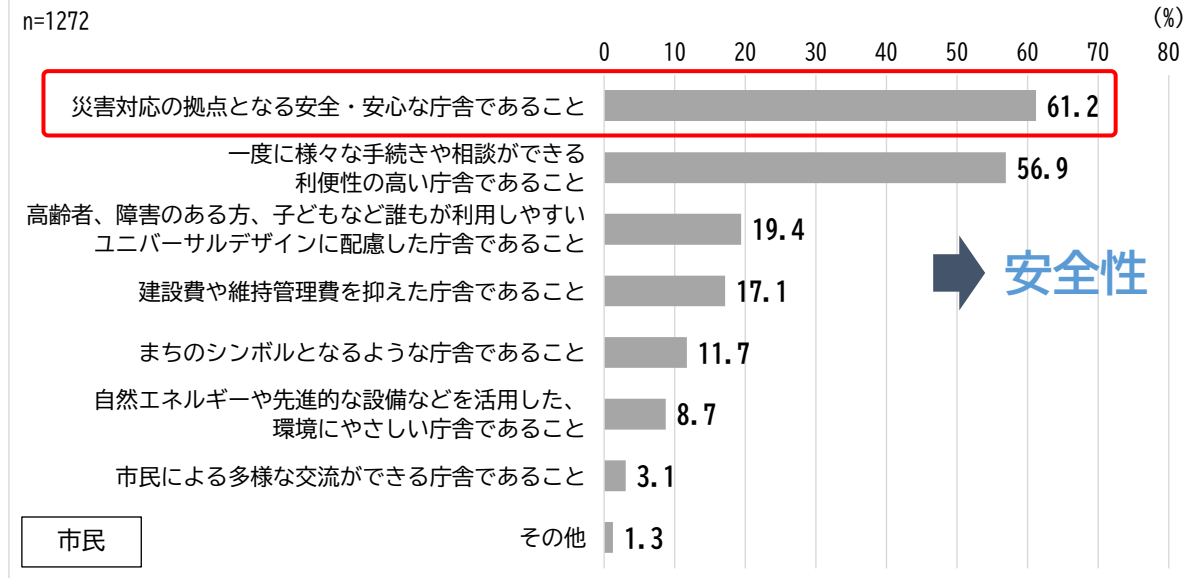
ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

2(2)建設候補エリアの選定について

ア 候補エリア選定の考え方

【市民ニーズ】

- 市民アンケートでは、「庁舎整備にあたって重要視すること」の問いに対して、「**災害対応の拠点となる安全・安心な庁舎であること**」の回答が最も多い結果となりました。
- 市民・職員アンケートでは、「庁舎の場所に求めること」の問いに対して、「電車やバスなどの公共交通機関で行きやすいこと」「ゆとりのある駐車場・駐輪場が確保できること」の回答が多く、**アクセシビリティを求める回答が多い結果**となりました。

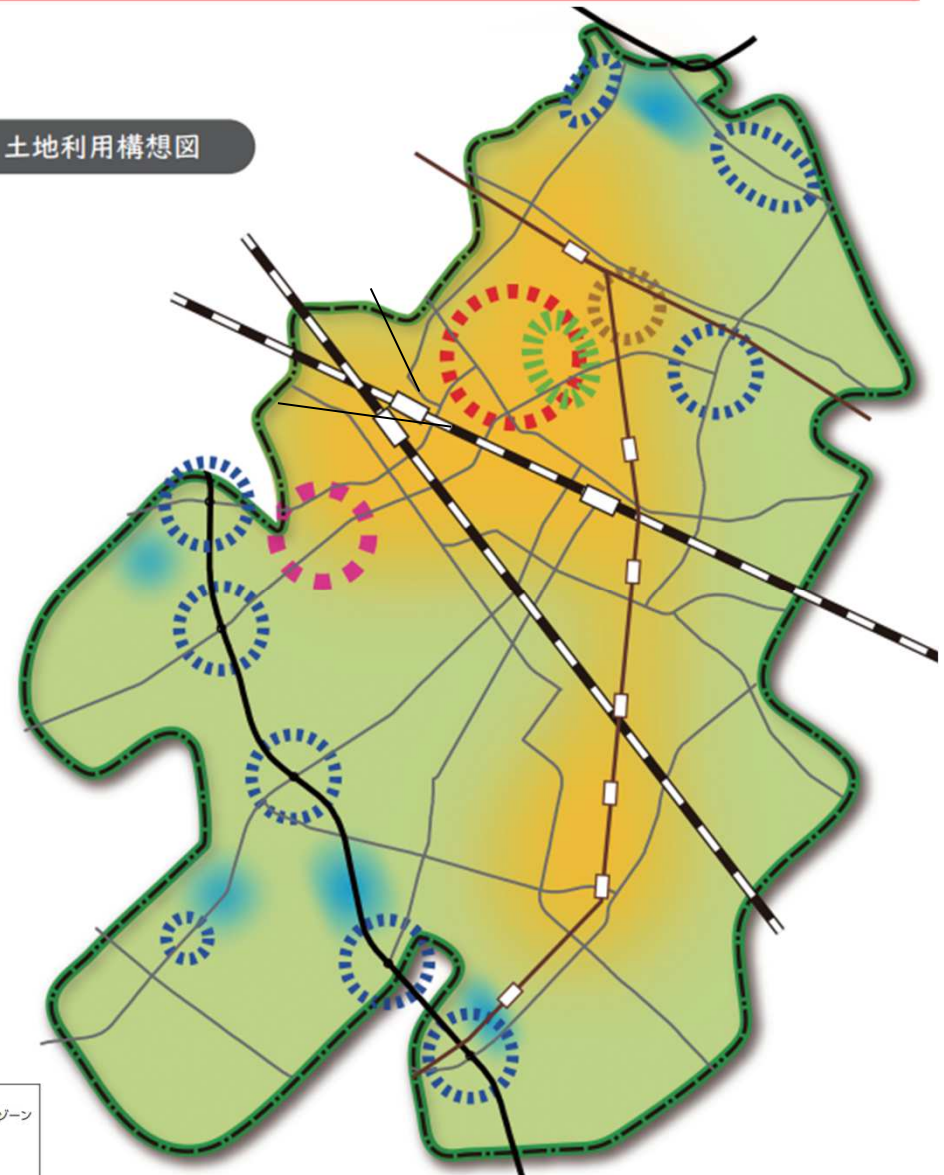


2(2)建設候補エリアの選定について

ア 候補エリア選定の考え方

第9次安城市総合計画の土地利用構想や
第三次安城市都市計画マスタープラン等
との整合性

土地利用構想図



<凡例>

— 国道・主要な地方道	● 集約型市街地形成エリア	● 農業イノベーション創出ゾーン
— 鉄道（名鉄）	● 優良農地保全エリア	● 市街地拡大ゾーン
— 鉄道（JR）在来線・新幹線	● 既存工業エリア	● 農住共生検討ゾーン
□ 鉄道駅	● 戦略的市街地形成ゾーン	● 産業ゾーン

➡ 計画性

2(2)建設候補エリアの選定について

ア 候補エリア選定の考え方

庁舎整備の
基本方針

法的要件

市民ニーズ

上位関連計画



これらを踏まえて、庁舎建設の候補エリア選定の考え方としては、

- 災害等への安心・安全が確保できるエリア **安全性**
 - アクセスしやすいエリア **利便性**
 - まちづくりとの整合を図ることができるエリア **計画性**
- であることが求められるとともに、
- 庁舎建設の実現性が高いエリア **実現性**

であることが必要です。



ともに育み、未来をつくる しあわせ共創都市 **安城**

2(2)建設候補エリアの選定について

イ 候補エリアの選定方法

★本日の議題

★第4回の議題

候補エリアの抽出	
市域から以下の抽出方法に基づいて分析を行い、 庁舎建設が可能なエリア を抽出する。	
抽出方法	
安全性	水害等の災害の影響を受けにくいこと。
利便性	多くの人が利用しやすいよう人口集積地から近いこと。
計画性	第9次安城市総合計画の土地利用構想や安城市都市計画マスタープラン等と整合が取れること。



候補エリアの評価①	
抽出した候補エリアを以下の評価方法に基づいて評価し、 庁舎建設に適するエリア を絞り込む。	
評価方法	
安全性	発災時に、災害対応等を円滑に行えること。
利便性	電車・バスなどの公共交通機関や徒歩・自転車等でもアクセスしやすいこと。 自動車でもアクセスしやすいこと。 他の公共的機関等と連携が図りやすいこと。



候補エリアの評価②	
絞り込んだ候補エリアを以下の評価方法に基づいて比較評価し、 エリアの順位付け を行う。	
評価方法	
計画性	庁舎整備を契機としたまちづくりの方向性が上位関連計画に沿うこと。
実現性	概算事業費、想定事業期間等

2(2)建設候補エリアの選定について

ウ 候補エリアの抽出

<前提条件>

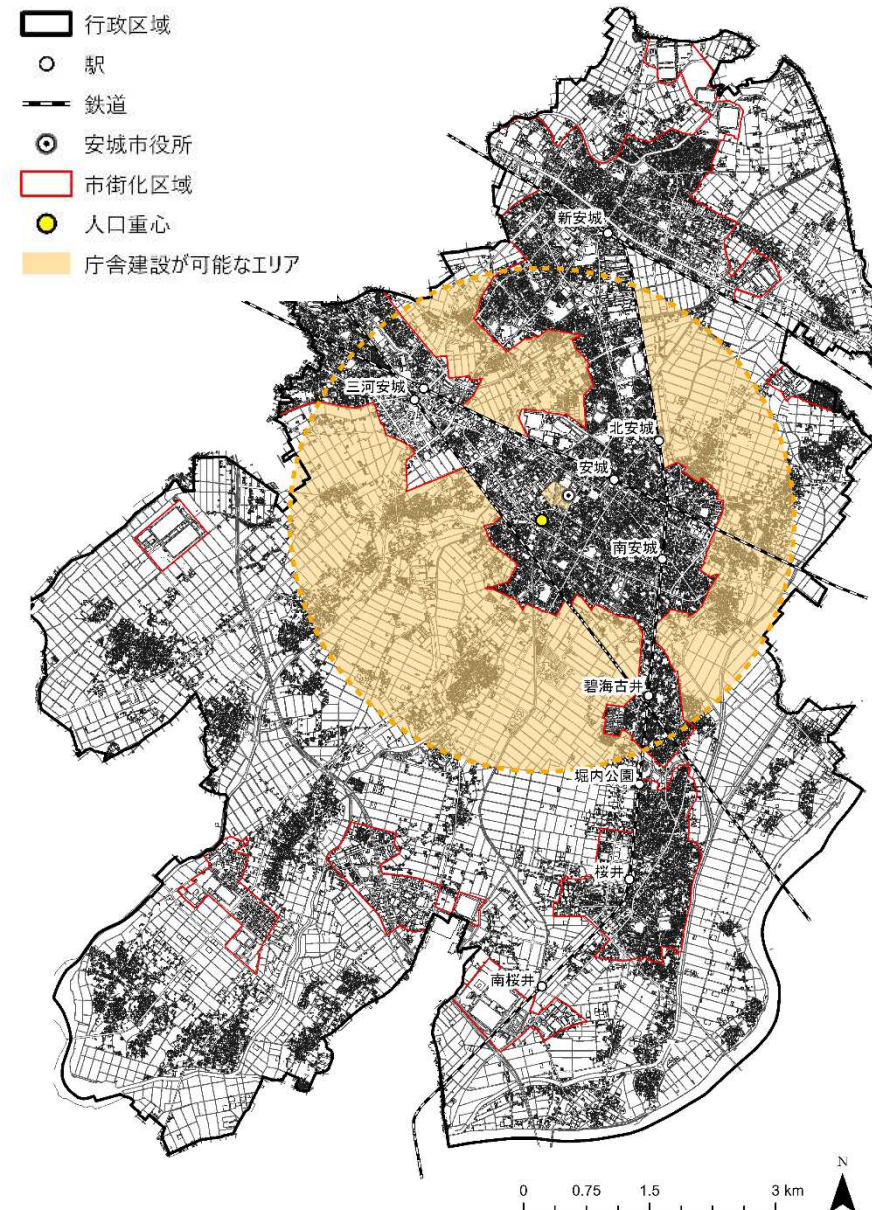
市街化区域内に現在の庁舎位置を除いて、
庁舎建設が可能な敷地が存在しない。

▼
現位置と市街化調整区域内で候補エリア
を抽出する。

利便性

STEP1 人口重心から3km圏内を抽出

著しく利便性が低下しないよう、市中心部
(人口重心)から市域の大きさを踏まえて
3km圏内を抽出する。



2(2)建設候補エリアの選定について

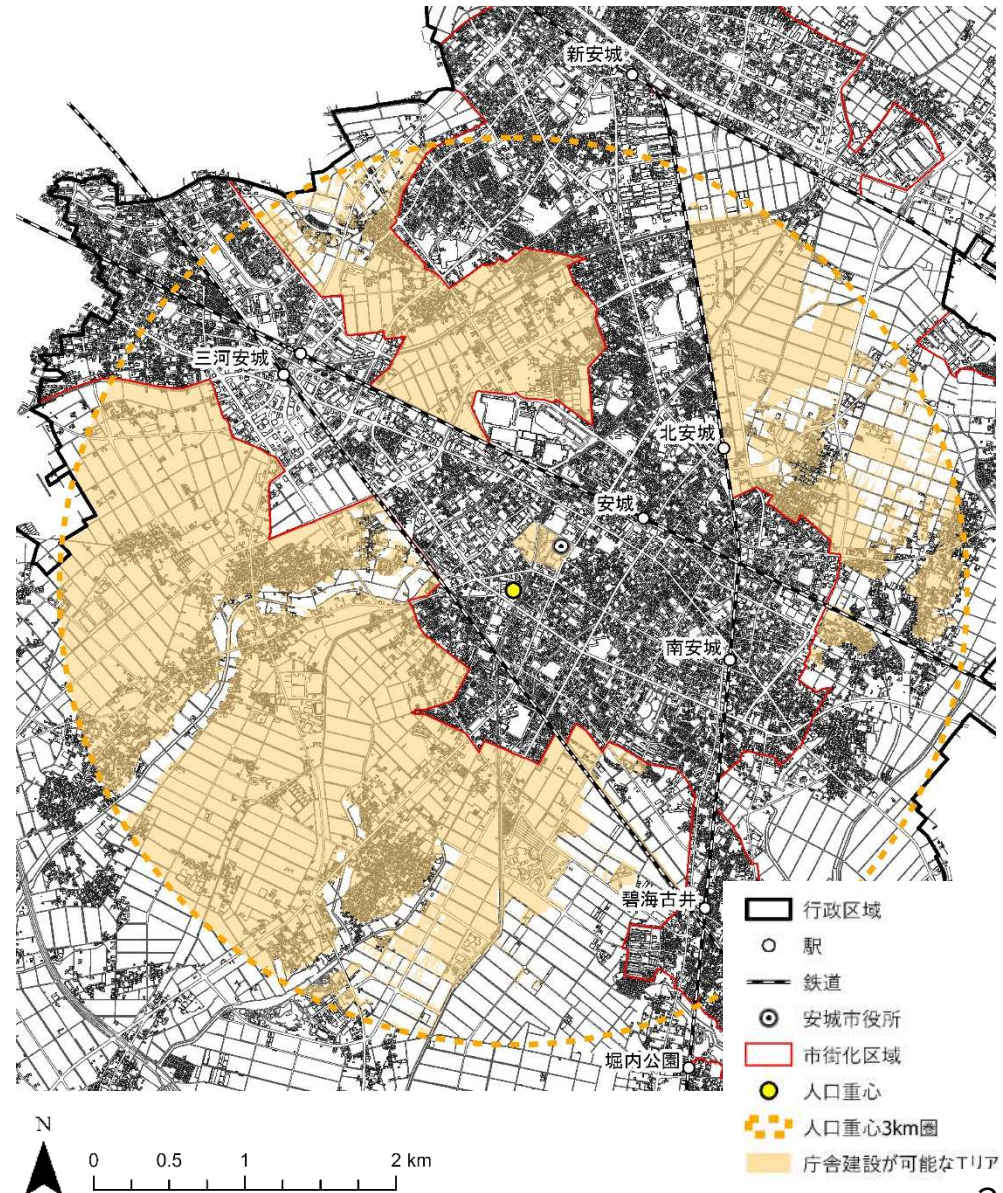
ウ 候補エリアの抽出

安全性

STEP2 浸水想定区域を除外

災害発生時において、庁舎及び敷地の安全性が確保できるよう、災害危険区域※を除外する。

※想定し得る最大規模の大雨(1000年に1回程度の大雨)に対して、一・二級河川の洪水による浸水が想定される区域



2(2)建設候補エリアの選定について

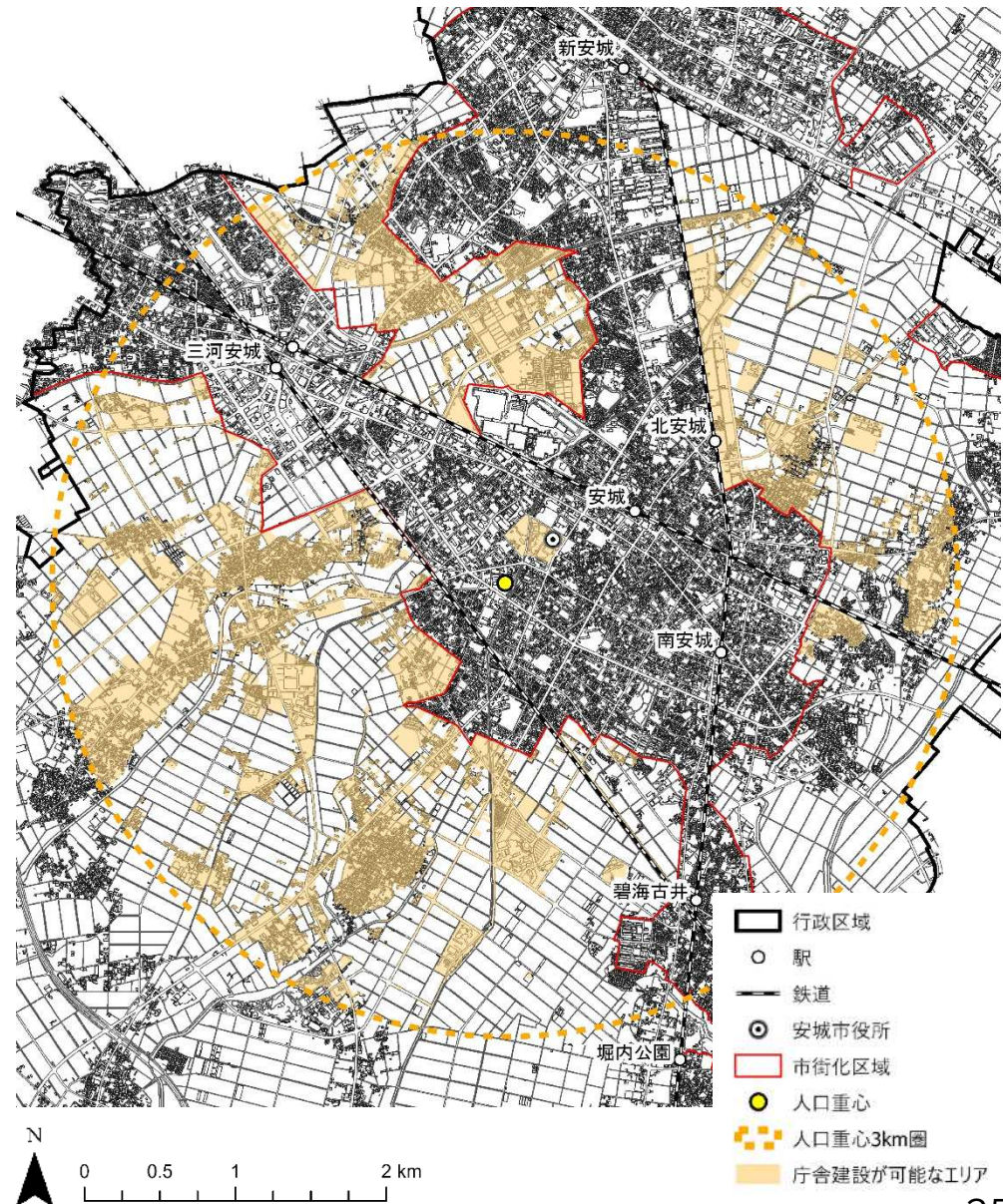
ウ 候補エリアの抽出

計画性

STEP3 農用地区域を除外

農用地区域※に指定された土地は、原則、農業上の用途以外に利用するための転用はできないため除外する。

※今後10年以上の長期に渡り農業上の利用を確保し、農業振興を図っていこうとする土地の区域



2(2)建設候補エリアの選定について

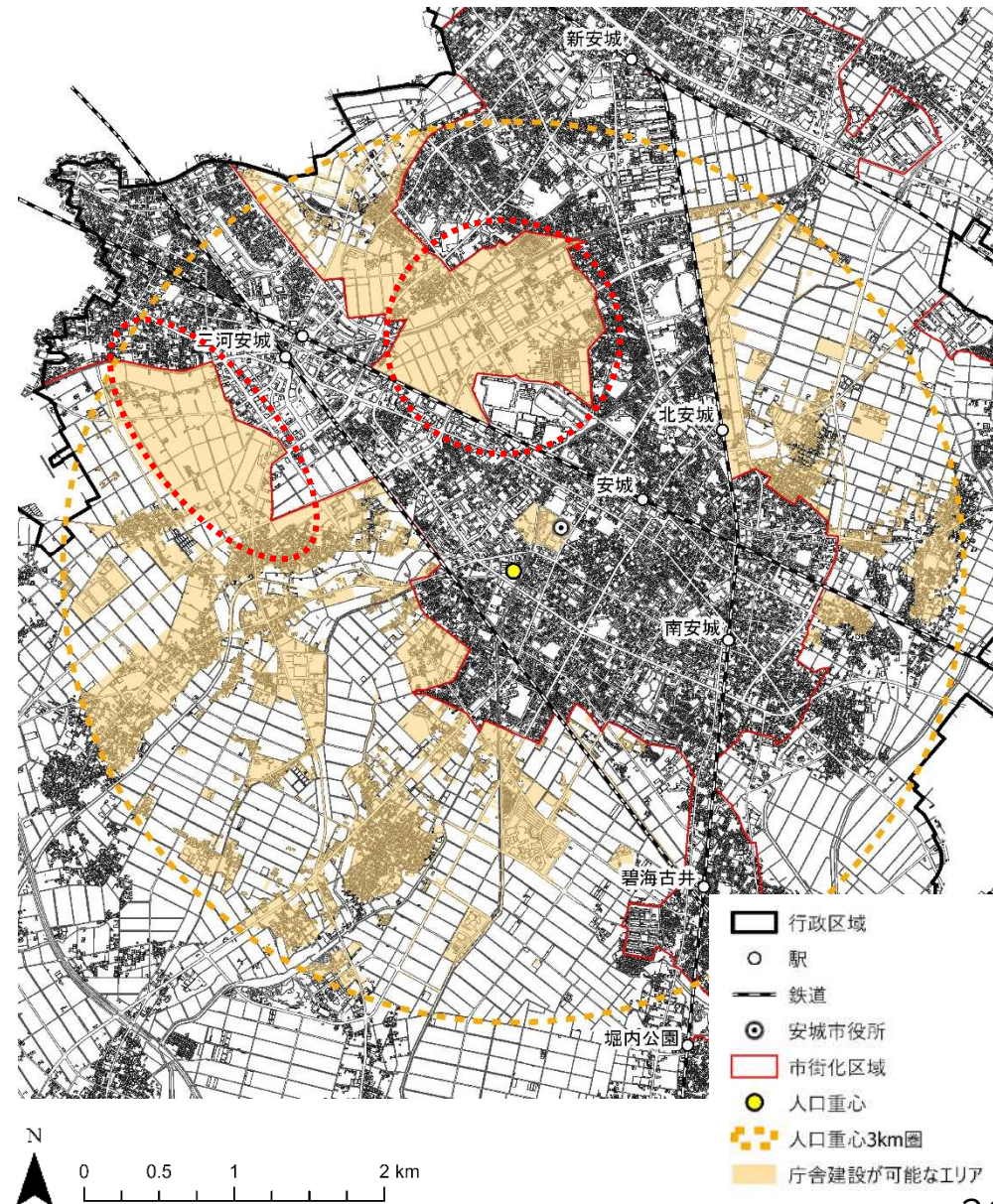
ウ 候補エリアの抽出

計画性

STEP4 都市計画マスタープランでの位置づけを追加

農用地域に指定されている場合でも、都市計画マスタープランにおいて位置づけがあれば、転用が認められる可能性があるため、都市計画マスタープランにおいて位置付けられているエリア※を追加する。

※住居系拡大市街地圏域、戦略的市街地形成ゾーンを追加



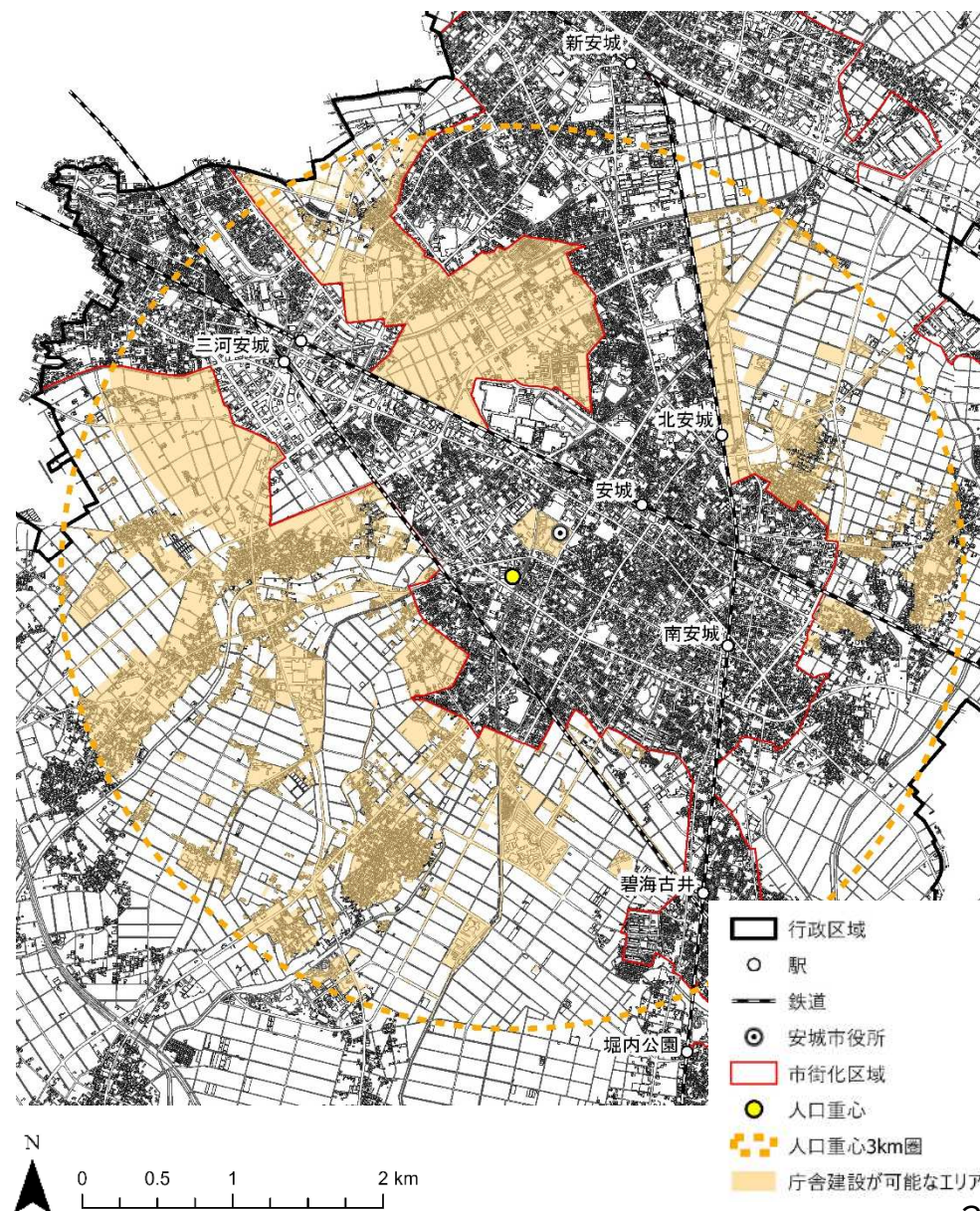
2(2)建設候補エリアの選定について

STEP1から4により
候補エリアを抽出



(※)
定量的評価により
庁舎建設に適するエリアを絞り込み

(※)
評価指標を設定して、100mメッシュ毎
に点数評価



2(2)建設候補エリアの選定について

エ 候補エリアの評価①

評価指標の設定

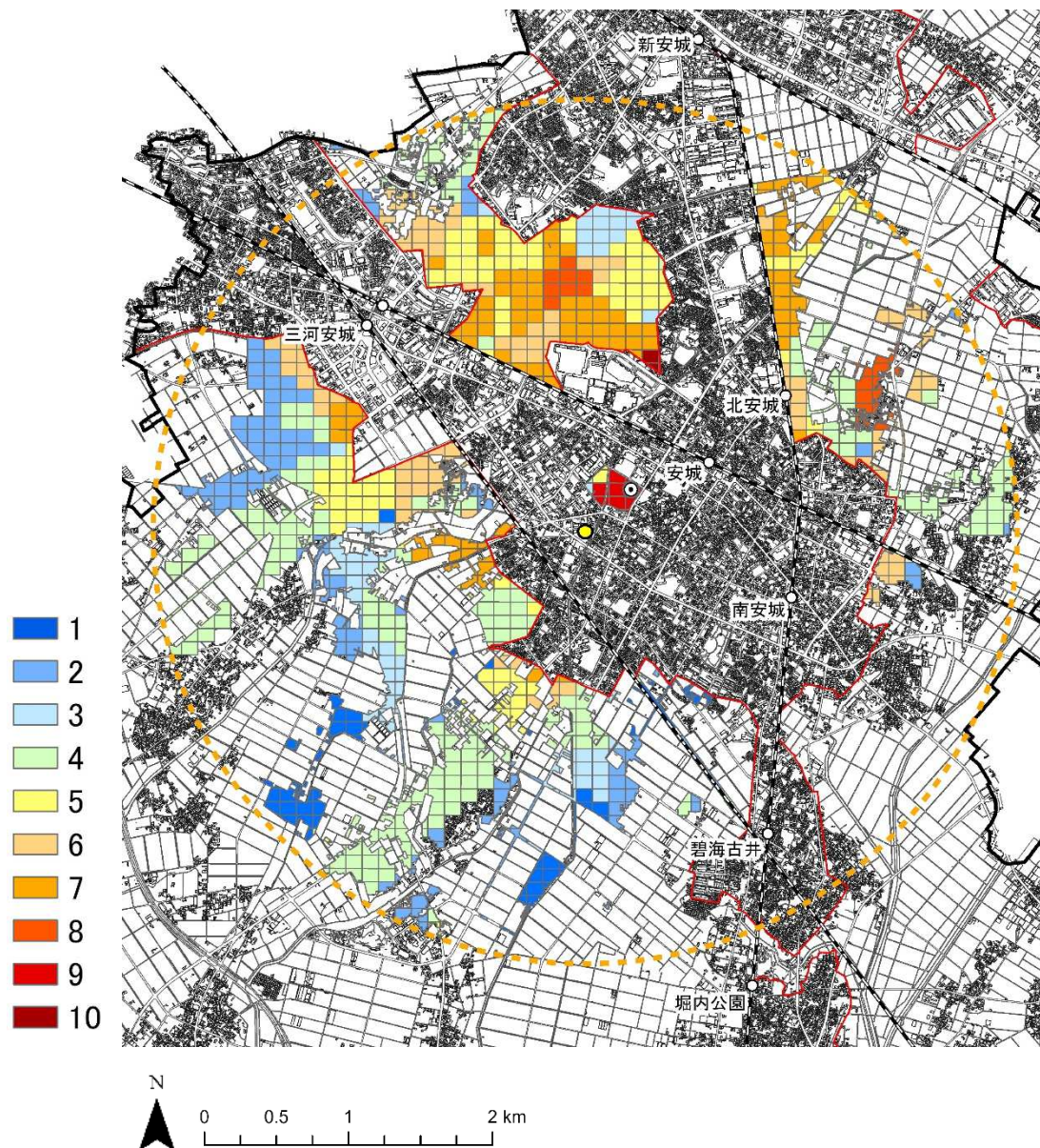
N o.		評価項目	評価指標	評価点	
1	安全性	災害時の輸送手段	緊急輸送道路からの距離	沿道200m以内	2点
2		災害時に連携が必要な他公共機関の立地状況	総合運動公園・消防署・警察署との距離	総合運動公園から1.5km以内 総合運動公園から1.5kmより遠い範囲のうち、消防署・警察署から1.5km以内	2点 1点
3	利便性	公共交通でのアクセス性	鉄道駅からの距離	800m以内	2点
4		自動車でのアクセス性	主要幹線道路からの距離	沿道200m以内	2点
5		自転車でのアクセス性	自転車道からの距離	沿道200m以内	1点
6		他の官公署との近接性	各官公署からの距離	1.5km以内	1点
満点					10点

2(2)建設候補エリアの選定について

エ 候補エリアの評価①

総合評価結果

抽出した候補エリアにおける
総合評価は右図のとおり。



2(2)建設候補エリアの選定について

オ 候補エリアの評価①を踏まえた候補エリアの選定

建設候補エリアの選定

総合評価結果を基に、
ポテンシャルの高いエリアである

①現庁舎エリア

②名鉄西尾線東側エリア

③安城駅・三河安城駅間エリア

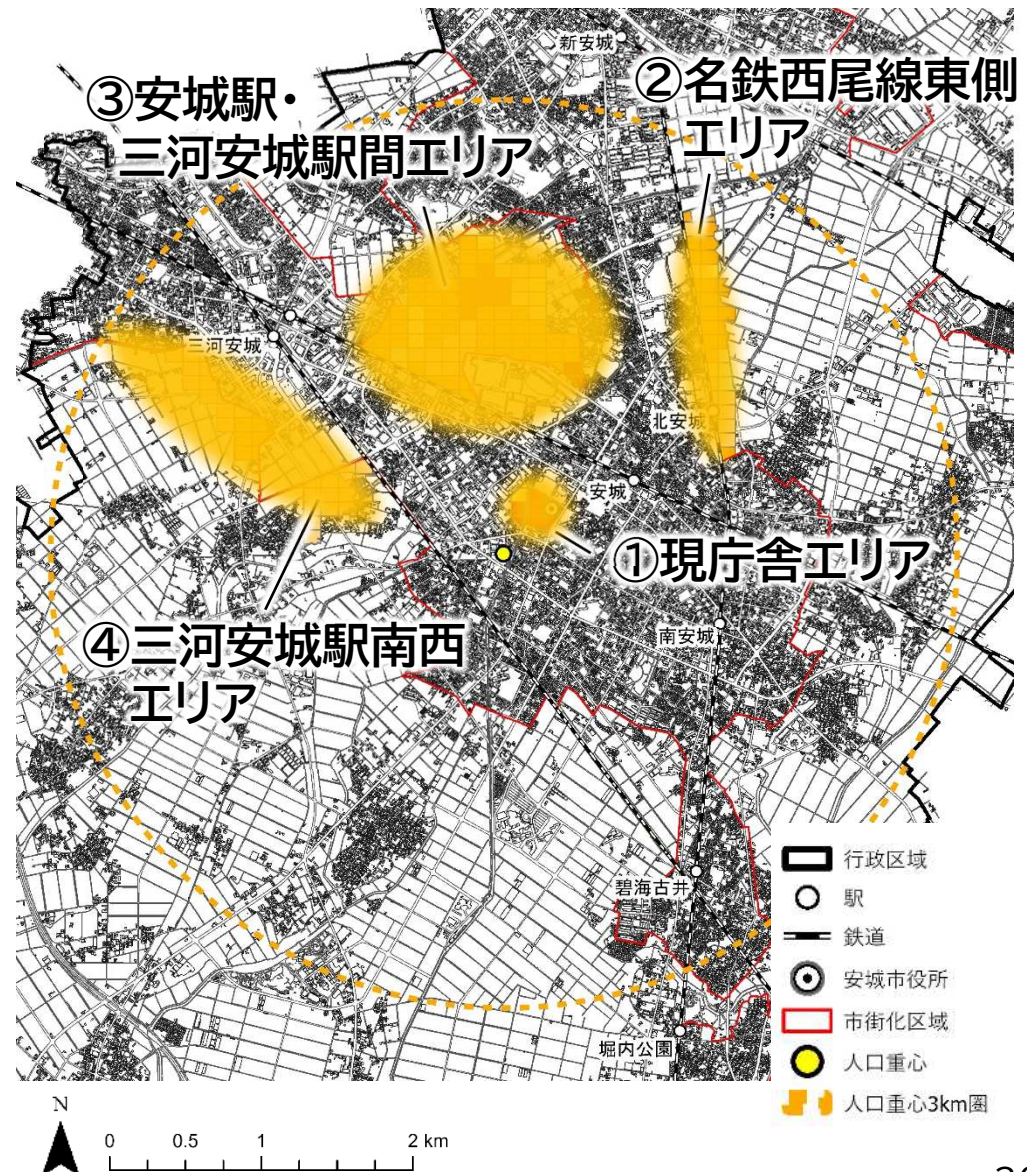
④三河安城駅南西エリア

の4エリアを候補エリアとして選定する。



第4回審議会では、上記4つの候補エリアにおいて、

- まちづくりの方向性
- 概算事業費や想定事業期間 等を比較評価することで、エリアの順位付けをする。



3 その他



3(1)市民ワークショップの開催について

令和7年度「未来の庁舎研究室」

日時

DAY1

令和7年7月13日(日)
午後1時30分～午後4時

DAY2

令和7年8月31日(日)
午後1時30分～午後4時

場所

へきしんギャラクシープラザ

参加者

10代～80代の市民、市職員
計31名

傍聴

可能

みんなで語ろう！未来庁舎クリエイティブラボ Season 2

未来の庁舎研究室

さあ、**クリラボ**でお会いしましょう。

安城市では、庁舎整備に向けた「基本構想」の策定を進めています。誰もが使いやすく、気軽に訪れたい場所になるように、「庁舎のあり方」について未来志向で語り合うクリエイティブラボ(創造的な対話の場)を今年度も開催します。

DAY1
7月13日(日)
13:30～16:00 (予定)
リスタート&夢語り～なかまさがし

Season2のキックオフはコミュニケーションから。庁舎に期待することや、仲間とこんなことしてみたい！をブラカードに書いて発表。気の合いそうな仲間を募ってチームを結成しよう！

DAY2
8月31日(日)
13:30～16:00 (予定)
おとなの部活トライアル
～アクションプランづくり

「未来の庁舎のあり方」をテーマにチームごとに研究活動(アクションリサーチ)！研究目的や具体的な活動内容、タイムスケジュールなどチームの「行動計画」を作成しよう！

※研究発表会の開催を予定しております。

会場
「へきしんギャラクシープラザ(文化センター)」
〒446-0041 安城市桜町17番11号

ファシリテーター：加藤 武志さん (TAKEZO)
まちラボ(ij)代表取締役、名城大学非常勤講師
所属先：まちラボ(ij)代表取締役、名城大学非常勤講師
所属先：まちラボ(ij)代表取締役、名城大学非常勤講師
所属先：まちラボ(ij)代表取締役、名城大学非常勤講師
所属先：まちラボ(ij)代表取締役、名城大学非常勤講師

問合せ：安城市 資産経営課 庁舎整備室
〒446-8501 安城市桜町18番23号
電話 0566-71-2270 (直通)
0566-76-1111 (代表)
FAX 0566-76-1112